

【国保ヘルスアップ事業および国保保健指導事業に関するQ&A】

(別添2)

※保険者等からの問い合わせ内容により随時、更新。

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
1	全体	備品	参加者に対する物品の配布に要する経費	被保険者に配布し教室等が終了した後にも被保険者が使い続ける万歩計等の物品に関しては受益者負担が望ましいことから、対象外とする。	H26.4.25
2	全体	検査費用	検査費用の助成対象・対象外についての考え方について。	健康診査にかかる経費については、以下の場合を除いて対象外 ・早期介入保健指導事業の保健指導を行うために必要となる健康診査については、40歳未満の国保被保険者に限り、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成25年3月29日厚生労働省令第44号 第1条第1項第1号から第9号)に規定された、特定健診の検査項目の範囲内で助成する。 ・なお、上記の対象者のうち医師の判断により受診しなければいけない詳細な健診の項目(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10項の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準」(平成25年3月29日厚生労働省告示第89号)に)に規定された、貧血検査・心電図検査・眼底検査を実施した場合には、助成の対象となる。 ・保健指導の中間評価において、効果測定を目的として実施された検査費用は1回に限り助成対象。ただし、年度内に比較できる同一の検査値があること。	H26.4.25
3	全体	検査費用	早期介入保健指導で行う健診の費用について、30歳以下(20代)でも対象になるか。	早期介入保健指導の対象者を選定するための健診であり、実際に保健指導を実施するのであれば、30歳以下でも対象となる。どの年代にターゲットを絞って保健師指導を行うか、保険者としてよく検討すること。	H26.4.25
4	全体	検査費用	頸部エコー、OGTTの経費は対象となるか。	これらは、特定健診等一次健診の結果、何らかのリスクがある疑いのある者に対する二次健診の要素が強いため、スクリーニングとしての健診項目としてして経費を計上することは認められない。	H26.4.25
5	全体	検査費用	検査項目として、以下の①②は対象となるか。 ①簡易な血糖検査(HbA1c)を実施するための試薬代 ②75g糖負荷検査。保健指導の対象者に対し、血糖とインスリンの関係を検査値で示すことにより、自分の健康状態をより正確に自覚し、生活習慣改善につなげるという目的。	検査費については、原則助成の対象とは認めていないが、保健事業の中間評価を行ううえでは1回に限り認める。ただし、項目については、当該年度内に指導前の基礎データが存在することが条件となる。	H26.4.25
6	ヘルスアップ	支援・評価委員会	第三者の支援・評価を受ける目的は何か。	「国保等ヘルスサポート事業」は、レセプト・健診情報等を活用した保健事業計画を策定する際に、企画・立案段階からの助言及び課題の分析や評価を行うことにより、保険者等が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に展開できることを目的としている。保険者はこの第三者の支援・評価によるサポートを受けることにより、より効率的・効果的な保健事業の展開が可能となる。	H26.4.25
7	ヘルスアップ	支援・評価委員会	国保連合会が平成26年度中に支援・評価委員会を設置する見込みがない場合、国保ヘルスアップ事業の申請ができないのか。	ご指摘のような例では国保ヘルスアップ事業の申請はできない。ただし、国保保健指導事業に該当する取組があれば申請は可能。	H26.4.25
8	ヘルスアップ	支援・評価委員会	保険者が位置する県とは別の県の国保連合会の支援・評価委員会会を活用することは可能か。	国保ヘルスアップ事業としては、保険者が位置する県の連合会の支援を受けること。	H26.4.25
9	ヘルスアップ	支援・評価委員会	これまで、保健事業の実施にあたり、アドバイスをもらっている先生方がいる。連合会ではなくその先生方を支援・評価委員会とみなし意見をもらう場合、国保ヘルスアップ事業は実施できないのか。	国保ヘルスアップ事業として実施する場合には、連合会に設置された支援・評価委員会の評価を受けることが助成の要件であるので、委員会の評価は必ずうけることになる。これまで協力を頂いている方に、助言を求めることは特段妨げではない。	H26.4.25
10	ヘルスアップ	支援・評価委員会	第三者の支援・評価は、毎年度受ける必要があるか。	毎年度実施すること。 毎年度の評価に基づき、次年度の計画を適宜修正をすることになる。最終年度に最終的な評価をする。 なお、国保連合会は、「国保等ヘルスサポート事業の実施に関するガイドライン」に基づき保険者への支援を実施する予定であり、これを受ける必要がある。	H26.4.25
11	ヘルスアップ	モデル地域	モデル地域を設定し一部地域で事業を実施する場合でも、国保全体の保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定するのか。	お見込みのとおり、保健事業の実施計画(データヘルス計画)は保険者としての計画を策定する。計画に基づく保健事業を一部の地域(モデル地域)において実施することも可能としている。	H26.4.25

12	ヘルスアップ	共同実施	共同事業を実施する場合、何を共同に行うことができるのか。	保健事業の実施計画(データヘルス計画)に基づく事業を実施する際、近隣と共同で行えるものがあれば、事業の実施を共同で行うことを可能とする。 ただし、実施計画の策定や評価は保険者ごとに行うこと。	H26.4.25
13	ヘルスアップ	国保データベースシステム(KDB)等のシステム	データ分析については、KDBの使用以外は認められないのか。	KDB以外であっても、すでに既存のデータベースシステムなどがある場合には活用することは可能。また厚生労働省や総務省がまとめる各種データ(人口統計・死亡統計・疾病統計など)も併せて活用することで、より幅広いデータを用いた分析につないでいただきたい。	H26.4.25
14	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策 特定健診受診者へのフォローアップ	「助成対象外となる経費」⑧において、通知とあるが、特定健診未受診者・特定保健指導未利用者に対する取組については、効果的な取組として、被保険者の状況に応じた受診・利用勧奨を行った場合、個人への受診・利用勧奨通知は助成の対象となるか。	・全て同様の通知による受診勧奨を行うものでは対象外。 過去の健診受診状況や健診結果、医療費の分析等、被保険者毎の特性に応じた受診・利用勧奨通知を作成すること。 (例)性別、年齢、過去の健診結果等によりパターン化したものは対象。	H26.4.25
15	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策 特定健診受診者へのフォローアップ	「助成対象外となる経費」⑧において、通知とあるが、電話勧奨を実施する場合、事前に訪問を予告するための通知を送付することは助成の対象となるか。	・電話や訪問勧奨のための事前通知は助成の対象とする。 ただし、通知内容は上記のような工夫を行うこと。	H26.4.25
16	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策 特定健診受診者へのフォローアップ	「助成対象外となる経費」⑧において、通知とあるが、当該年度の特定健診の受診、あるいは、特定保健指導の利用の意向を被保険者毎に確認するための往復ハガキ(通知)を送付することは助成の対象となるか。	・対象となる。 ただし、往復ハガキ(通知)の記載内容は、上記のような工夫を行うこと。	H26.4.25
17	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策	「助成対象外となる経費」⑤において、未受診理由の調査は助成の対象外としているが、往復ハガキ(通知)により、当該年度の特定健診受診の意向を確認するような取組は助成の対象となるか。	・対象となる。 ただし、往復ハガキ(通知)の記載内容は、上記のような工夫を行うこと。 ・未受診理由の調査とは、広く被保険者に対し、特定健診等に関するアンケート調査を行うことを想定している。	H26.4.25
18	国保保健指導事業	特定健診受診者へのフォローアップ	「特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)」として、医療機関への受診を促すための取組及び保健指導を実施する場合、この項目で申請するのか。	ここでは、医療機関へつなぐまでの取組の申請をすること。 保健指導を含めて実施する取組については、(h)保健指導で申請すること。	H26.4.25
19	国保保健指導事業	早期介入保健指導事業	早期介入保健指導事業の対象者はどのようなものか。	40歳以上の特定保健指導の非該当者のうち、腹囲基準を上回るものへの発症予防を行う取組。 40歳未満の者に対する健診及び保健指導を実施する取組。	H26.4.25
20	国保保健指導事業	早期介入保健指導事業	特定健診等の結果から対象者を抽出し、重症化予防のための保健指導を実施する場合、この項目で申請するのか。	生活習慣病の重症化予防は、(h)保健指導で申請すること。	H26.4.25
21	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	対象者のうち、厚生労働省保険局医療費適正化推進室が示した手順書の基準に該当する者と該当しない者とが混在するような重症化予防を実施する場合、どの項目で申請するのか。	基準に該当する者は、(i)糖尿病性腎症重症化予防の項目で申請。 該当しない者は、(h)保健指導の項目で申請。 なお、(i)糖尿病性腎症重症化予防の項目で申請する場合、eGFRの報告を予定しているため、クレアチニン検査を助成の対象とする。	H26.4.25
22	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	プログラムとしては厚生労働省保険局医療費適正化推進室が示した手順書の基準に該当する者も該当しない者も同一のものを提供するが、この場合でも申請項目は分ける必要があるのか。	申請項目は分けること。 医療費適正化推進室が示した手順書に従って実施したものについては、事業終了後に実施状況調査が行われる予定。 報告シート参照	H26.4.25